

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 8 号

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例（昭和27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ア中「7,801人」を「7,789人」に、「1,537人」を「1,475人」に改め、同号イ中「1,109人」を「1,112人」に改め、同号エ中「557人」を「560人」に改め、同条第3号ア中「299人」を「303人」に改め、同号イ中「9,856人」を「9,951人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。